八幡愚童記 中

弘善文庫

茅

金

八幡愚童訓上

正直事

平等忍王院

右大菩薩ハ本ハ正道ノ人ト權迹ト垂給ヒ色ヲ群類ノ諂曲ヲ除ケシ故ニ御託宣ニ神吾正道ヲ崇行いしと思ハ國家安寧ノ故也ハ有ル誠中ノ非法ヲ省ト云正道ヲ撿ル時其國必ス滅ぬ事ヲ知ル邪ヲ捨テ正歸セヨトウケ給ヒ乃桐林ハ直木ハ出安由木ハ出事ノ一類ノ為正直ヲ專ニ云者也武内大明神ノ首大屋根ヲ建神天皇ニ仕給ヒ舍弟ノ耳義國ノ宿禰

無實の談議をいとて流に武内誅せらるゝに時兩方の
人々相論あり三は銅の湯若手を入て損せさせんと無實を計
ふ一時勅宣あり武内の佛手に於られるべし取義内の
手を入てしら皆あらはしたりされば武内は無實の罪をう
なかれ自信を興食出てこゝあるべし給ひ和氣の清丸
勅使にて道鏡の事大菩薩申されし時あるのまに
ゆるしを申しとて西宮をたれ法殿の内より五色の光
出て神託あり天下の人々感ぜしめ正直と義を給故也其時の人
[illegible]

とあり〳〵たゞいまの世のあり様増源れる僧の法
示現若人公正直我身人中と告給或祠官の酒分正直
して神慮叶らむと云〳〵猛惡の實の傍輩を超越
せられて所職をとられさる恨あり法示現彼敵
人天王寺の四僧の大供養をさしたし稱業をなす
ありとして信の歎さのやうに時よりけり縱今生りいかに
ありとも安乃福目あり今生の榮て来世の苦惡あり
今の人今生の正直惡法の報ゆるさに福報ゆるの惡業

なりかれぬ故也今生よりさき人の罪業如無とも業果こゝ必ず
みしらるゝ事論破戒受施必感現報腹則破裂
袈裟衣離身或元比相違有生報故也とゝ知極悪不貪
乃人は現世菲薄討とあさりぬれば来世の苦中に罪を作
て真罪業を作られて来世乃悪業をとけ〻く悪道に
向て能く恐怖すべきこゝ京乃世の福因無て今生すら
しもの過去乃福業傳てらさん人乃ありさま振舞すれば
とゝんてらるゝさまを見て人生涯乃鶴
かゝるを鳥乃如流に同日連道寺者乃外にたゞたゞて死
迦留陀夷乃酒越三頭をさゝれ一眼の聖者乃瘋癲
なみ一三界乃獨尊乃頭風とゝ給支酬因感果のこ
とりまぬかれざる故也 凡汗記賞正直乃人乃頭とすみ
諂曲の人とは言まゝとあれば心直るゝかゝりて大言莊嚴
頭屋より給ひれば天魔悪鬼乃悪を身一七珠万寶乃如
きより又二世の所願乃正直なり

受戒事

右滅罪生善のために正法久住の德出家受戒あり故
又花厳出家功德經般舟寶塔至切利天等為家受戒
功德ハ花厳經戒是無上菩提乃本智慧論若求大利當堅
持戒と云へり此大菩薩し御許山石躰の地あらして三回
叫と云て御出家あり之れ法華家の峯と名付たり
宝亀八年九月十日御誕宣明日辰刻沙門たりて三鈷五
戒をうく同月今以後殺生を禁断して但国法を奉

よ臣宮乃葦出来時に限あすと若給ふ大菩薩
本地如賢果満乃如来ハ寿ハ無量ハ大菩薩
戒は若有ふうとて云トモ神通自在を得給へ
戒を以て仏道を後行と給へ海てれ支爭破戒無慙
ふくさとをけ給故也とれ揵陀羅の利益をあ
ふく給ひとて国家乃為ニ其限あすと御詞を殘
給り支戒を受来時ハ其時ハたりら其時ハとられ
ハ得戒と云事ハ此授戒ハ此の如

[illegible]疑とする事なり[illegible]
詫宣に神妻国民并一切衆生利益の意なきよりて邪
[illegible]なり邪心変化なるが故に衆生[illegible]
道にて悪道と行せしめんとて引導せんが為也又亲
代度て仏法の威力なく[illegible]邪法威ずして父母孝順せざる人
多く国王非法なる事其時の人の為に神道
として其罰あらんなる悪業をなせし人老不孝の輩を
神罰とくくるる故不孝非法の時の為とあらくて[illegible]
等の恐おそれ[illegible]事なる非法を[illegible]正法とする[illegible]
孝順しなるべく孝父戒也戒を名付て制止する故
神道と顕て非法不孝を制新せんとの真意也御出家
の峯を十五町去て正覚寺と号ける大菩薩比叡にて
正覚寺給る故也出家受戒[illegible]上諸菩薩一切徳を生て正
覚と云なり中を示給者也比山に大菩薩摩訶陀国の
榻の稿と云て[illegible]給て槙[植]給けるとて九本此榻あり法華経
[illegible]給さりなりなん[illegible]

御指法刀剣刀を殘さず破壊とてめぐらしたる
今昔嚴乃たちれたりすくなりて法師の石鉢の穴
四穴乃中より水湧出る事川の如く畢竟此水のひる事
なるべし文永乃蒙古龍襲来ときこゆる
已後退散して本朝へくれ滿つと此中に神慮いかん
事なん有はつるべき哉覺しけり正像末乃三代鉢正像代鉢
石とかりて水はなり来法の鉢はのみとさらうるなり
三代乃ちうり分一丈余乃大盤石中に二たれつゝ其ゝ間

弥陀の三尊おはします此事ゆへ大菩薩乃御本
地とあつて給ふ山王とて石鉢権現の御前に安置
奉る事如此きの不思議是多しかり弘法大師支那へ
渡海するに非ず能趣四八佛道非戒寧到哉必須
顕密二戒堅固に受持して如説服行身命奉犯諸
趣乃罪流八依戒の持殺ド尺給ふ戒とかりとすて生死
乃苦域いかの事あるべきそれ意を得て西大寺の興正菩薩
我朝律儀すれ如法書大なる歎て云

相得たりて大衆乃所為たるの法を興行
擬し同心乃輩十余人出家し云々僧食乃法度す身い
乃ちと之資に任て大悲闡提の利益を専に給仕程水或
夜すがらとりとめなき夢を見て二人袋来を見
て特来く来ら僧なりて時料に為も安かり之今僧
乃数多きなりて食をふる余ら為しき大なる仏像をこそ
事乃れ食をはいり給し運座に水申給さいけくしたそ
と問給へは八幡乃ゆ云給戒法の布施神
法納受ありけるれさらしそ仏寺の鎮守こそ大菩
薩と祝奉る擁護あさらすきすきい僧侶多
と云へ一頃乃田法乃法戒の幸こら称しく死ぬる者一
人も事大菩薩乃食物を運ひ給故也八幡の境内
横流と無塗なし願を立給しよりて大乗流
を興して戒法をひろめ日夜朝暮小法味をそ多参
ふ故或初官の夢に毎日堂寺御行ありと見へ
ひけり菅清又法宝禅宣ゝ大言灑水花

[illegible]とむ法をもて和光の模
型水は是清冷生長の德あり清冷生長は戒躰なり
清冷の故煩悩の熱毒を消し[illegible]断惡生長の故菩薩
の花菓をひらく修善は道場社壇地に戒は是佛法
の大地也衆生の心地也されば新惡修善の戒の水を
真言不思議の持をもて我等の心地をきよくきよくして不淨きよ
まる所に和光をうつし給ふ佛法は戒を家
初て真言を究極わすに治淨光明教授汁讃
[illegible]て戒を持て真言を授て初信圓淨の心水を
灌ぎけるとすみ給て水信を持戒いよ〳〵かさねて沙弥
授行をこたらざるべきをやされば興正菩薩戒を事小
〳〵真言を内證とし給ふ其信神慮かなひ夢見
ましまして玉八眞の戒を受戒の師範とし道俗男女五
代帝王にうつる事数万人に及き受職灌頂の弟子
又多あり或當大法會の時公卿皇御殿を去て庭上に
[illegible]給ふ[illegible]

[illegible]和漢國主師を[illegible]例ありとい[illegible]
事ハ多くの三寶諸天ハ其[illegible]とい[illegible]き四種輪王ハ
[illegible]と取[illegible]す[illegible]出家受戒の人をもめ[illegible]れ[illegible]
眼前[illegible]身南の輩隨喜代淚を流し[illegible]寶前にたしなし事我神
とい[illegible]給事大菩薩の寶前にたしなし事我神
乃擁護[illegible]て戒德のいみしき樣をもめ[illegible]給ふあ[illegible]
在生の西日乃[illegible]ふす菩薩乃号を[illegible]遠是の
佛事三院宮をはじめ[illegible]て[illegible]歸[illegible]御願を給ひ

種[illegible]乃弥寂を選[illegible]門徒日[illegible]繁昌して本寺[illegible]
數百人居住し散在[illegible]五畿[illegible]六十余所[illegible]て何年
[illegible]を知らず我朝乃戒師[illegible]代[illegible]如樣乃[illegible]
只是大菩薩[illegible]方便法乃惠命とは[illegible]國家乃福
[illegible]や[illegible]禁戒受持して常命一心念佛諸善の故生
死乃魔軍とい[illegible]菩薩の彼岸にいたる[illegible]第
[illegible]染衣[illegible]特戒と云る非す樹未を飯本一心を[illegible]本一
[illegible]性ハ與佛無異佳此心即是修佛道[illegible]此寶[illegible]

至道場あるべき外まい三業乃悪と業しはべ六一密の御
をこゝ七一躰三宝と信じて六和具足を思て即菩
提真の道を願ひ奉る一加法大師石作恩業當是可
佛慈造悪業作逆衆生と云へ給へ新恩修善是
仏法の大經吾神乃細受をまもりたまへく

不淨事

神護景雲三年七月廿日右御記宣吾神道衆類悪
深く不淨と差別す故ハ吾不淨乃身無道乃者をも
ゝて吾心供成て相をんさを也我人吾肉食せて女の穢汗
おの〳〵三百廿五穢ハ三千三百生穢ハ二千三百也ゝそあり一重穢
宮中は聖母乃御時いせ給ふ所として別乃法殿を
とけそりはつり屋と名付ゝ神明を我御身をいま
ゝ給ふ況ゝ女人不淨ゝたまはんや泉大寺大菩薩
乃御殿の背かて大宮司丸女祢宜と焼記を法越
公爭ゝ云ゝ我御記宣ゝ十五年流罪せ給ふ
御許山乃舎利會ゝ人の供奉乃とすゝ女の穢

谷遠

[illegible]けゝ程なく二人共にいさゝかなりとも[illegible]て命の
せまれる甚敷なりあひらぎさ近代まれなる覚
治五年二月兵庫頭知定丹後守殿
て四神樂に参勤して急に鼻血あひらぎたるを見て同月
より知定の女十歳計なる遠例して我八幡の使也汝
産婦懐抱して汝神樂に参はは鼻をたゝして
告示をなす其ゝ御助氣なりしを汝ゝ所を愛給
ぬ也早御神樂に奉仕すべし又萩内八更服を[illegible]

たゝ大菩薩のおくまを被者也とありき中略人の女房参
籠してゐけるに戒児常にまいりあひて鏡乱をなり女
房寶前に通夜志たりとけるまひんにゆひゝる若者自杖
をゝて打驚して
毛髪ゆいて苔丹遊を為ゝりぬゝりゆゝ人乃さねとゝりそれ
ゝみゝゝりゝゝかゝ様に百浄といと鈴を御詫宣に汗穢不浄
を嫌いとい諸国不寶をき産土あれい嫉欲死穢ゝゝ
ゝぬ事ゝゝとてけゝぬ[illegible]

論語不實を始めとして若論、京都で殺めす汗穢の
浄とく新みあるまじき申掟前後相違の題目は
清浄平直なれ外相よりさられ乃汗利益の為に大慈悲
住ていたりて右浄穢あるべしと今乃霊(雲)記れ本意なるよ
仏て浄穢とてなるものとなれば只高下ことなるすべき来京
ら仲蓮房と云僧蔵官よりはけ程に鳥羽れ小家の
前に若き女人ら法てうたりを乃通られ
よあまりてなんと宣れて云宣所て何事と歎給我と問家

也、我母とあるべき者の今朝死ぬと此身女人也又ひらりと
ゐれて送屋まるあるすべ女ら此賊賣りるるれて他人まあり
あ屋ら少ちせんとるき此あまりよ云ものらかりせと云
家れハけかいの乃間いと泣くてしこ送て出てせんれて間
よ入ら出してすてこ家りけ無人のしるこ事ら此めるすす
ちる程よ仲蓮房り思ハ慈悲のまどりて不慮ハ汗穢
ゐれつるも神慮ミ思あれされ乃ことく今月乃社参とかく
こさり安合ちいこすこ家と業しはかりこかてはまいらせ

内廊に安置奉りしに、其内廊に通夜をしけり
彼夢に、寶殿より内より墨衣の僧出て、世給て、
色々の宝寄て、数人余に勢て、あり津の国に神妙なる
人を捧げ、我しかるべきあり、つ世に示給けり、誠に
加護の不浄、なにとそ、いと海中の有る所、我て、慈悲と
為と、霊託、あらたかなり、是清浄の所
汗穢の悪を厭すれば、菩薩、本地と云へば、賢果
満ずして、内裏の月高くなれば、菩提の家廟
ゆゑ、慈悲の元あり、弘法、細に、賞し
給ふ、其遺意のあり、相似ありたるに、方に、元暦、大
音希聲、大自然、若厚、大道、無、若屈、大成、無、若缺、大盈、無、若
冲、不去、小利、則大利、不得、不去、小志、則大志、不至、故、小利、失
利、小志、失志、強也、と云、如、現、當の大利益、と、
云給へ、と思食、故、大事、小事、なるべ、
し、其、未、祝の、大菩薩、眷屬、乃、小神、其、罰、ことに、霊験、重
せて、八、松童、明神、御、霊託、宣、大神、八、稍、小神、八、

いるかゝあるそう與禁四乃山荘院をうらしゝせ時々御尾
ひらゝ角てゝは盜人ゝ切てまてゝ中けゝ去正月二日又怪
奉郭ゝ大地震動雷電みさゝきゝ内ゝ鳴出て近
津乃郷ゝ村ゝまて切ゝ鳴まゝ車軸如ゝ大
西てゝうゝとゝせゝうゝ鋤鍬ゝ拾て東後ゝまゝして盜
賊去行ぬ西大寺ゝ社頭の神ゝ木ゝ切ゝ下郡寺貴重
病ゝとゝけ大略ゝ死ゝ家ゝ奉りの儒ゝ病悩身ゝ
せあけまゝ百姓穂穂ゝ出ゝ行ゝ作ゝ倉ゝ漠

然ゝ出ゝ財ゝ出ゝ吾ゝ見ゝ思ゝ神ゝ者ゝ眷屬乃神
共ゝいゝ出ゝ遠無力ゝて示給ゝ文應年中ゝ神嘆ゝ
宿院ゝて武士共ゝ多ゝく守護
奉共下郡人酒ゝ酔て若宮乃社前の橋ゝ
けゝるゝあゝさゝて人ゝ切ゝ人ゝ
ゝめゝさゝて東ゝ乃若乃宮ゝて
よゝ乃ゝ東ゝ時ゝ不思議多ゝ中ゝ流星天ゝ飛下
京御興ゝ中ゝ八月ゝ大乃海鮮ゝ月ゝ

しらきやさまに仕奉れりしを常りに御殿上人多く
さいりて蔵坊の堂上に着座ありよ上御門の前
（于時礼不無云記）とこゝ遅参とく門の過にあすきて君又庭に有
こは臣子堂にたしすとこゝ不本文ハ法ねあるやとあり
しかハ堂上の人皆いそきあり給しかり時ごろてゆ又
学ゆみかりさする程又私女神興入治乃時あとて
参りしらさ武士ハ其夜の内に俄に死しぬと敢ちしなき
事りし有ハ不慮に所帯とらしるいて在にひろく成よ
今海さゝき神歌ハ連法賀行入合配有よ趣つらすり
して死ら女ね彼住取今に恵野にて其跡ハ人ゆく遠
治年中に月三百人使ひ有りし者山門身を入く離
流ちけ程よ遊ちけく日更をつとめしらしらと
文神事遠例乃若れかさりとは程なく一家
ちく病ひて其跡ハ帰しなん賊賓ち代人の物と
ちて又安産頭役の料とて納め置ちりける銭貨を
盗人入く取けり身すゝみて銭ちらしてちかとて人ハ

頭より下迄そそけてさく〳〵多く浸信人のあり〻安居
以あり宗徒は親疎のとつ〻い其数多ありさと皆人
をもつて我物と一塵丹煩なりけるを神事おろそか
なるとて物つゝみて貪欲邪淫の輩の人
よりて乃不信なる地獄也かたく罰を養屬の小神
乃法不行て嚴重の意なりとやこゝい是手をてこい
賊法乃施とそうゝ者とり結傍名聞乃ためならんは要
細受あるべき事法徒宣ゝ吾八銅の火村と飯とり養
すとり意けり存をてき人の物をうけ考銅の火村を産
とそうゝ職人の物とうけすおの〻思意を仕て無道
悪すといれむ者を不淨穢心と云也款悪不道徒
善常行し自淨身意と神我教文をうし告給
海の七仏通戒文とあひたりて新悪修善して神
慶を叶ひ清淨乃人〻を外相ら海公よりとう
まりうき現神あり島羽ら見ニ人乃男月さけか
或時つれ〻く参社をとりし稱乃校一人り前を落は

是まれハ怪く懐中して今宵の男酒の一巻を討ん
為乃ふ云ハ日来同乃ふ[illegible]利生を
かゝ物ゝ[illegible]差別あ[illegible]を物せ[illegible]と我あ
[illegible]ゝ[illegible]て不叶ハ[illegible]雑借乃れて無力して
[illegible]所ニ入給ひて行て稲乃酒をし[illegible]
[illegible]とりすゝ[illegible]く其物誠かはれ[illegible]
と称作らし頻ゝ[illegible]
[illegible]男役義乃[illegible]酒ニ度の[illegible]懐中[illegible]物

ゝ[illegible]物ゝ[illegible]男[illegible]日来[illegible]物[illegible]
らさりしに給ふ[illegible]振来男ハ市屋ゝ徳つ[illegible]て
身にあ[illegible]程乃冨貴だ[illegible]ゝ是則物ハ[illegible]
ゝ乃信心[illegible]ゝ淀乃住人あ[illegible]世間合期せ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ハ[illegible]
事乃れ[illegible]神の[illegible]計ニ[illegible]
ゝ稲進て参詣して祈請[illegible]ける程ゝ賽殿乃[illegible]
大乃百貫ハ[illegible]

みく宿まゐりて深あゝ祈り誠に神異なる
事なりと思ひ合せ大石共に来て問ひ申せば授ける大徳
はきて安若勤仕とあるのみ当時なる深甚の徳
人也是ハ中し誠に物をもやさて世話内外相應其
利生なり又八幡の御末数多なる特て行ひ成
事施なるあらん事を願ふ思ふ所なるなり
て遥遥て此を情の家に是を入て喚入る其夫数
日経まあること云られいやに来事なりとて買ま

て祈まるて祝ひ者其夜は家主夢りみ拾百鬼
来行とあるを異類形の輩我家の内に入るんと
けるを八幡の里数のをけるとして云く若馬らあり
礼拝をいて立席て御巻数を出て帰り清水
宿所に入るとみくあせて驚きて其朝より彼
内ゞ上下一人も残なく悪き病をうけて死失なり巻
数を中八其人の為ととて請取り巻数を書て
ふるれて今祈ても絶共の為に一下を廻向せり

祈りとこ(ろ)に信心よりひられて本願をたのむ(ばかり)
乃家に災難をのがれ(ん)ことを願ひ信心を不浄と云い信心をせ
い浄とす(る)ゆへあ(る)べ(き)や

佛法事

右一代聖教の機根乃同よりも能化遅速あり(と)いへ
ども釈乃二に対せ(ば)く共に金言なり(と)雖も五百の弟子回解脱
乃道(に)あ(ら)ずと云ふ(ことなき)如く大菩薩し日本国
よりはじめ乃佛法ひろめ(られ)し愛(に)まさり給へり依く

東大寺ハ八宗兼学乃所よ(り)ハ大菩薩を鎮守ゆ(へ)ま
ぬ故に都(に)ハ宮寺に京都(に)むりて大佛を拝(し)奉らし
ゆへあり諸宗を守護(し)給ふ故に大伽藍と云所(に)大
菩薩を鎮守ゆ(へ)奉る南都(に)七大寺大略ハ八幡也法
大所ハ東寺に祝ひ傳教大師ハ叡山に鎮ゆ(へ)ゆ(へ)国城寺に
奉祝ひ興福寺ハ南円堂にて法味を供ず
自餘の寺院流近乃霊地に勧請(し)奉事二十六ヶ
国にみちゆ(へ)て其数知らず(し)河宛宣に云ハ言興に起(る)

極樂の蓮臺とあらはし給初歟喜地禪師龍像菩
薩をはじめとしてやはり八宗九宗を勝劣なく守護し給ふ
他社神明のうき所也法華天台宗を守給事八傳教
大師渡海の祈願なり紫宇佐宮よりひろめ給て法
華經を講し給ふは大菩薩自寶殿をひらき給
てうたなうく我法音をさとりて年を積り幸ま
和尚よりひて正教を聞とて御手ずから紫の袈裟
と袖一領をとりて授給ふ和尚是を給て喜悦
身にあまり感應抽ずしかくうら岩山院まあるめ被納て今ま
より白河鳥羽西院御參山の行事幸ん時先一番ま
御拜見より傳教大師にとて敬神ぬくさて中堂ま
勸請と奉られ敬ぬ壇那院信都覺運知法深雪
の時中堂ん例時定て人今ん人歩行にて只二人參勤
して出られ給ふ御所ん直衣の袈裟東の袋出
来ん今日例時所ん斷絶さけ侍ふ小神ぬま
參勤せ給ふ袋ありさけ侍ふ信都驚て例

あるは誰人とてまうすそと御寺され給ふ石清水八幡
とて法師形部ふれ給ふ者賓乃心といさぎせは厚
行法ふれ大玄應をふれ給ふ如いふれ乃所ゆゑ勅使を奉
被法験而行とて真言所を擁護し絵事也とし奉
けまと又次門光日八法華経と讀奉度時乃間ふかく
ふ事あしとおもふとして数萬部と讀奉り宿願の
ありて當宮へまいりて社殿を通拜して法華
経を讀奉ふ傍乃人乃夢に宝倉うらうらと金
人出来て光日を礼拜し蓮花を持て来りて讀誦
と神殿乃中より御聲と出給く如是聖者必定
作佛長夜光明自途翌日ゆ聞ふ夢覚てうた
く光日八御ゆゑ讀て后ゆけり是程御納受ゆ
故ゆ今終乃時八一部を讀て作礼而去ゆて終ゆ
長神法華経とたふい給事如是也法相宗又まうり
法師滝宣尤目を以て我朝庭を擁護ゆ右目をもて
八法相宗を守護とて春日權現八本尊

まもりまさんと天照大神と天地開闢尊以御幣
納乃首をとりて神道と顕はし給はんと君臣の祈り
ありて毎日當社まいり西方に向ひ奉り廻廊北西乃間に春日社
座を敷給へをもてなすに申傳たりと覺し夢
想あまたありとも同じ事なり又御託宣に皇室天内院
乃外部の神はいまだ其名を金度大明神と云遍
慈尊出法を為ふ儀ふ慈尊三会に到て釋尊
正像末乃衆生利益せしとなりと給御隆識の教文祈
勅下さの時さて守護給たまふ事遍ふ眞言教
以殊に吾神御納受あ故に弘法大師渡海の時に御秘文顕
りて御影をうつされ給ふは大師是を御頭にかけ
奉て大唐に渡り西部乃秘教傳授して我朝に渡
り東寺に八幡と祝給て胎蔵界三部乃論上人真實
乃義を給と示給へ心所をとりて祈請して参詣
勝られしかりて人乃夢宿情来て きて寶前に向ひ
給へ南無下て此夢のいとく上人申さく定て是なりとて

秘印明をさづく信仰さしかゝり感涙眼にあふ
ひとり柴大支八儀圓性海ゆゑ四暑ゝ自性を談ぜし
法の深秘迦上人に対ぜいの義あやゝん委敷示給て
ちりけ益時り被ハ播磨國ちりのかりゆゑ人まゝ是なれハ
何と御有事をして不思議後して去ニ〻いひ給ハ
行とくむなさとさ成ていと成まいり給て印明を
さづけく後物といふすして
四顕たゞ上人心中慎てゆしら外いさ法ゆゑにてさふ

所ゝすきね者ゝ女房一人路頭ゝ行合て八幡大菩薩
ゝ御傳受あゝ印明我ゝさづけ給て申ゝ給れハ
他人乃知ぬ支ゝ様あゝ事ゝと思て作乃大事ハ是ゝ
見ゝ仰ゝ被ゝ時ハ女房ゝなたゝや七佛ゝあゝくゝ宮ゝ
ゆゝ是ゝ壹たゝ子ゝと云ハけゝて旅ゝあやゝ生遍ゝあ
仏ゝそはゝゝ被ゝりあゝけゝ益ゝみ玉ゝ大竜庭室の
ゝりゝ長室生乃善女竜王の大師ゝ教法をゝゝ元
八幡乃威光をゝ奉ゝ誓誠ゝ給ゝ

とて思合られけ為此傳一説をもて授し乃相傳面々
有り禅家も神慮に叶ひ故に由良殿上人を御使として示
禅法乃深義を説宣たまひ中すに安あり念佛律宗の
先賢おり三論宗の空義たとい給ふ故に般若経の
約受其例多し開成皇子勝尾寺にて善仲善
算を以て受戒大師ゆ天般若と寫さしとて天
道よりく金水を祈請し給ふ夢に有りみらん
とす暁乃夢に容儀美麗にして衣冠あきらかなる
ゆ人寫経助成の為とて金丸と青地の錦袋に入て衣
手とし給へく與へく給ふ皇子長跪して両手をさゝけ
て軒納し給へ座前毎に問奉られ給ふ
得道来不動法性示八正道垂權跡皆得解
脱苦衆生故号八幡大菩薩とて去給ふとうへく夢覚め
て後經臺乃上に寸長て寸に金丸あり夢の夢
非夢のうつゝに金丸を得しかを現欲現ゆ夢は神身
と釋しる事其験水祈雨乃如くにして如乃方しり飛

来て此給いく大菩薩の聖廟詣と兼て寫經の御願白
鷺池の水とゝてまゐれるとあり名しれぬ郎陶哭き
らけて是をうけく向拳に何人とも申やん信州飯
方の南宮ありわ天ゝ給けゝ夢の賢てみ是に閑御器
水こそ水事一命計せ寫經の切紙をゝ金水乃ゝ申れ
し飯方の南宮は神功皇后の往夷退罰乃時飯方大
明神大將軍わ一せ千年給ゝ其時皇后に近付奉て
誕生之給南宮ありと我申け爲故ゝ大菩薩の御

養屬こして使の節と義母と天竺白鷺池まて万里
乃煙浪と超てゝ給いゝ神通靈驗ゝ不思議ゝ
驚嘆せぬ人なし又東大寺ゝ住僧能忍得業馬
道乃大般若乃欠巻三百軸をゝ清き供養をな
らしわ願と祈こけゝ空すして仁安二年ゝ養徹
聖三人来て冥途へゝりて彼けゝ黄衣乃僧しゝ
ゝ伴て助くゝ閻魔王と行二知人東遊支那時
三ゆゝ之ゝ火焔ゝ燒ひゝし給ゝ閻魔ゝ聲ゝ清涼

や冥しわたして前後と知らす遠くとして涯際をさ
しあかるしるしては浪のうへにうかぶうれさは何迦
ともたのもしく程なく炎魔宮おそいたりけれ鐵其
城門たくかまへ牛頭馬頭鉾をさしけてうち其内とミ
ふる迦廚ひろくはたちうるへて東帝はしめて濱くのこぬ
なり文右申陽は云けれく鬼の中はく日本国
東大寺は能惡は云たりしかとも負途に物をすると
なりて禅秋はなさねらはあるれ鬼のそくた

般若供養は願ありて八幡大菩薩の御使相冨て
急き飯前者とそぬかれて申れ冥官人出て
はくとそてうちそて八の紙堂を開給惡うのうち徹
書いくそくくや般若供養は大願を大菩薩御前
受ありて冥道をめくされて京都より如くい
妻子あるい事のみなりて焔魔王の地獄の苦も
はしてあるめ大菩薩は御使をはやくそえ業
ひられてさるへ今の惡趣をいとゆるはられさい

如斯今一さら[illegible]の真宝あく是色[illegible]
迦八国[illegible]宮殿楼閣金をちりあ玉をかさ[illegible]
蓋[illegible]自ら[illegible]さき御[illegible]尊して件経八目録[illegible]
やし御[illegible]て真宝をさりもせて[illegible]見て[illegible]て[illegible]国
東大寺大般若三部[illegible]円馬道[illegible]経白花軸[illegible]
六[illegible]能[illegible]と大床[illegible]て般若第一教此経[illegible]者
雖有重業障必当得解脱と唱給て[illegible]特
次[illegible]て般若す[illegible]又勅[illegible]の[illegible]衆[illegible]成事

衆善を成善提寺大般若経乃中若欲書写應之快書
写しは文字[illegible]知て[illegible]やし御[illegible]申さ[illegible]
さく願とさく[illegible]て[illegible]色さ[illegible]空黄衣の俗庭上て
三度拝て相共に唱給[illegible]御蓋[illegible]自ら此儒に[illegible]
乃事乃入せて[illegible]色[illegible]御[illegible]六真宝具して傍に行
て懐とひきあ[illegible]れく拝変[illegible]大国明鏡乃是深
安梨乃鏡也文奥に[illegible]て見[illegible]て[illegible]て本の[illegible]
乃野邊と色て敬ふ[illegible]四程数日と[illegible]

復八宿願と云事なんと思ひ給へ侍りしかば
して仁安四年より八幡宮少々供養をとさく導師八三井
寺乃公顕法印也此法印昨夜乃夢に英靡宮より之
文を給はると被見へ侍りしかば大般若供養ハ唱導に勤仕せら
ふ度々ふり越三度目今乃請に行たりて感涙を抑
て参勤三給ふ所説こそ法門殊勝なる其
衆の来臨を敬ふく満座乃専目をとゝかせ其願文
に殊敬て中間願と奉祈大菩薩者幹牛之願二百
巻正写早生留音併回今亞羊之補二百巻矣必同曇無
位ハ嘉寿殿ハく設齋會宴中唱千僧之儀檀拏幢之
知善回衆ハ授戒ハく文ハ我々書擯りし能恵ハ此願と
けて同五年生年四十五歳乃病無之て左手二件の経乃第一ハ
巻とゝり右手ニハ五巻ハ手ハ本尊に向奉て入滅之
ゆり今生後生の祈願のこゝ所ハく導ゝり大菩薩
乃御利益蒙りと貴人中近来備後回住人覺回と
云僧大般若供養乃願を以て當宮に参宿之侍りし

無間の所業をなして死ぬる無慚の者多かりしかば賽の
河原に葬送するとて及ばぬ事をなげきつゝ過し云所は野すてなどに
なり瑛魔の廳庭に引渡しなどし時ひとすゝめひとかいなく
しゝ責をうけしかるをもひて大願成就をなさしめ給
請て帰給ひしかば過去よりはるかに冥途の廳庭に
いたりて能恵の次第をすこし尋ねるに彼の重て申度ことの
其中に賢人聞さるゝ迄は拾はれて耳をかたむけ蟻ばかりの
穴あるとなりとて大鳥まいらくられて数日をへて
ちからとなりしかば尺々に年をへしかばいとかくこゝ
みて宿所へ行さるべきなれば宿の者とり殺さるべきなれば
それに有ける作法をかくりけ秘伝の言葉をのひとりて
て若輩をとゝのへ神祇の夏やはらぎとなりて大願早くとげる
なりたる焔魔王宮に行使をつかはしたる身破らるべ
き人間飯盛さ神明に死人をいみ給しかの大願優
如し死骸乃けゝさとなりて守護をいと給
仏故に野辺の死人を見れば大鳥一かゝすべ黄泉の御使

とりけて別ぶさてかるとけるさ中に於ありつる事藤原
乃氏女建永元年の比能惠得業の有様を書あつめ
論とりて歓喜ゝて大般若供養の願をおこして建暦
元年三月晦日表ゝ八ゝ絶入ぬ死あとけりすこしあり氏女
我宿願をとけをして死門を入ぬとて本意をあらた
なる命乃豆宮より先書ゝめ奉ゝ願とて本経を守
業師にあつらへて是を給く氏女大菩薩に向奉りて
何ゝ能惠に冥途より召返されて宿願をとけ極楽
に往生せしめ給へと願ハ吾命をの惜給へ大願とは
こゝろ中此時物氣亞女に詫して云我是稲荷の大
明神也切を汝ゝ物千度ゝとゝてきあらす恐と歎安
人十年光陰二千日心を致して愁を達すして汝命
をとゝむる事なし命婦を汝乃ゝ不也而今八横大菩薩汝
の大願を優ゝ我と同く宮義を納受して此程振
あて寸れいと面のゝ之云大物助の為よりに来れり早
く書はゝめゝ方経を供養ゝ奉れ聴聞乃後商梨園

範を請ひて此經を供養す其後命婦舞悦て我
命は惜まざりしかども〳〵しれの給て同三日大菩薩滝宣
し給日乃ちてゝかいちれなきふ石清水いはぬ人あり〳〵と
を四ふ我武内ハ昨日乃巳時ゝり渡乃明神仰て守護
をいたすしいとゝし今我自影而せり氏事ちてゝ
ちゝ願ハ先唱人を降伏ちゝ給へ流ちを方角て
ちゝす大菩薩の仰ゝ神明ハ定業の死をのるす
あゝと云ゝも宿命ハかさりを〳〵ハ事の道文作

乃女人等不義ちゝ〳〵ふ事也悪魔よおひて自攘
除角ハ必大願とゝす了五日短命の限ありと
云ゝ〳〵ふ高雅生乃望をゝ角ゝ也給ハ同
買坐女物氣を請取てさけひゝ〳〵むて云く〳〵横大菩
薩ハ廣大慈悲乃神ちゝ〳〵ふ汝すに命ゝ〳〵を助給
ハゝそのゝ〳〵ち絶〳〵けゝ時中間男二人童子人門乃外ゝ角
庭中ゝ出物と求ゝ如くゝて是を取て出ぬゝ〳〵ハれ
ゝ〳〵ゝ即霊氣ゝりけゝゝ賢人ゝ〳〵其後後生保七年

十有余八幡宮ニて供養をとけ累自身病源をのそこ
りぬ後生定て疑意乃旨こたへす浄土詣宣をたく
らせ我意乃ごとく當宮乃西方の檢校え命ニ申ニて
は金剛般若経を轉讀仕初ら て社務義とはさ
ず權別當義清八西方乃檢校宮寺を思ひ
執務ニけ成恨て三千部乃法華経を轉讀して
多孫般若昌と祈請奉薩西方八初とりく失せて急
清乃末孫計大菩薩乃御後世として まりし物

ゑ何ゆ末乃世ゑりとし他人くゆ宿ゆ有ゑくゆ八とゑ
ゑ此急清乃嫡男頼清別當八二方巻ゑ金剛般若を
寶前ゑて轉讀せ一方巻ゑ初ゑ経乃軸ら如
意寶珠出ゑりさ其福分多孫ニ及て今榮ゑ大
菩薩ゑ御利生八末世ニ及ゑて枯世ゑ者也 れ八菩薩
ゑ乃聖四十八日こゑりて通夜三けゑ夢の間御殿乃
正面ゑ北の間ゑ黒衣乃僧出て四面半乃木ゑ珠數を給
て其法調ゑ立相八殊勝ゑて善のゑせゑ物なり大菩薩

乃利生ハ絶て復ス孫末葉ニいたりて反政なし故葉之
ふしなし故珠数を給たり宗あり宗り華厳宗ハ彼教
主盧舎那佛をうつしたまい給へハ玄神乃擁護あると云
乃聖武天皇ハ大佛盧舎那と造立して薄乃料黄
金を買ハ心為ハ大唐に御使を遣はされむとせに御
詔宣ニ云黄金正ニ此土より出ると使と大唐より来れ
我神祇と崇して其ニ知識と成て必成ぬらんと告給
より祇を遣すして奥州より金九百兩を出す是日本
より金出来始けり故小幸号を天平感宝と改皇
帝珠ハ神験を貴孫ニ授せ給て上分ニ金百兩を宮
使乃宮ハ奉いるまを乃教法をとりかゑ威力をかゝ久弘
給ふ諸宗乃学者事法樂をもとなくさまや法
ハ人ハ人をそひろめ事なれて知者博士と仏国ニ趣
ふハ種乃御方使を迴して我朝ハ弘通給事乃其
中ハ阿闍梨源海ハ貴賤上人ハ伴て唐船ニ乗渡鳴
教乃ことり乃ハ集三ハい是ハ点ハ此中ハ大善

薩惜思食人ありて一人て初りすゑ源
海乃和り玉ゆ々時鳴乃しらしゑい源海なく岳もり
り佛法乃傳燈乃哭を玉て惜さめ給へ事度自の玉の
ゑ玉す現世二世乃願ひ給へけゑれ神明ゆ願れ給へ
祭祀礼貴を玉爲自と玉す事なれと真實乃法樂
と玉す神慮に相叶ふ顕密乃法味小迷なりなれ
筑紫より高良乃社へ普しり僧を玉ゆ経と玉ませ
ぬ玉りに弁數乃聖一天の神明佛法を愛す崇私

ひとりを心さ給ひ心と玉て惟て玉りて仏法と讃
なり宗乃三歳乃崇乃より詭宣三孫く我玉孫守屋か
訴ゑりて佛法を其いとふ敬乃外ゑ四季乃祭礼ゆ
と人とり内ゑ三界毒乃煩乃苦とかゑ今般若教
藏乃法味を嘗て心身清冷也自今以後我老ゆん
者ゑ般若轉讀一巻へしとゆりしり彼宮乃新仏
主經ゆ玉ゆり神道乃沙三教乃苦ゑ惜事なれ弘
通の智ゆりゆゑ三毒乃火煩をけすくさりゆ玉

て諸社の神明佛法を愛敬し給ふ中にも吾神八幡宮
さま佛教をもてなし給者之歌大菩薩と名乗給ふを
以て餘社にこえて佛法を本意にて思食しこれなす
然る伊勢大神宮僧尼を近付け讀經念誦をもて代
さけ給ふ故皆本國佛法敬崇曷すべきを以て障事
ぜむとて大梵天王なり時天照大神に乞て佛法を
ひろめ申請て梵王と誘星給て此國に人教流布
乃ち伊勢御約束をもてなり我前に佛法を
とゝめさけ給ふ樣に此國に佛法を守護人となり
給ふ事他にあらざなり

後世事

右無相寂滅乃躰相を出て和光同塵乃化儀を示
し給ふ人倫乃振舞にたゞすべきを思案を愛し官
位福祿とゆゝ榮花若貴を自と給ふ拙なき御
本意成度安不實乃ゆゝさまを富と顧事なくして諸
行無常乃理をもて妄執を思をこなす

して悪と邪義と称して貪着五欲のさつるをとゝゝ
れ後生菩提乃因をたくまゝしたりされて清九勅
使として北道を申されし時西は海辺白川乃ほとり
をすみこすんかりはこの世をわたる御詠乃中に無縁なる後
の者三年まて参籠して第三乃神乃社務に出仕す
ゝをゝて所願乃志をかなりけ申しは　なをさせはかりさ
ゝとなけゝ信心をんかりはこの時に
御詠乃者所願をけ甚時に
御詠者所願をけ生死長夜乃明をこの事をなけゝす

模範離れ禁花を祈浮雲乃富貴をゝ申事歟
世の中法ゝ有ゝ事迄ゝ有れ四食をけゝ我ゝ
恥けをゝ懇懺悔乃色をくせん方をさ乃余を
うらかいて夜ゝぬゝさきゝ社頭を出ゝ
首乃御詠ゝ六趣乃輪廻八絶ぬゝ又四隙殿と申
三尼の歳たけてゝ初て奏宮ゝ
祇乃社頭ゝ今ゝまゝさゝ乃ゝ
けゝ孫ゝゝたゝゝ

たの人々立文を給けれとあけてみるに生死の
海を渡つるいかりをけしき毎風にあらはすと仰示
現を夢て信ハいとくのあしてなきものいとなき
こゝろすに是義乃参詣なまとし神慮を相叶て後
生乃変とりを連立侯ま冥鑒あり況や毎年志を運
ぶ人ハ往生極楽うたがふ此如房ハ既に年ふけ齢の
たかきて世の尽んとすを近よるらを示給て歌離
穢土乃心をとけ至衰将近擬慶三歌往前路元資
糧求住中間ゝ光所出ゝ說給ゝ今ゝ思知られいとの業
ゝ思ゝ出ゝ所詣ハ冥途也閻浮乃習ハ老女不定と
云ゝ弁ゝ今つゝハ恐ゝ後世ゝ為ゝ為の為
ゝあゝす自身のたゝ正法念處經云非器人作恵
異ハ及受ハ若報自業ハ自縛果報生地如是ゝ為れて相悔
後世の勤をゝ供ゝ給ゝ八萬法蔵雖通達不知後
世者愚者文一句雖不解恐畏後世者智者ゝあれハ
愚智を撰ハゝ往ゝす後生菩提と祈ゝ神明仏陀

乃木懐ゆゑ[illegible]ちられて少林樹より龍黒衣
遁世すべきい示給ひすいをうけまつりし者
人乃僧常よ管法乃宮乃菩提乃を行ふ弁つ
り老衰に見られい社頭と[illegible]濃ふる者仕せと
す西東乃夢よ紅乃直衣に着せる人法殿より出
給て管濃乃松ゝ風と波乃音たつ[illegible]ゑ羅波羅
蜜とて若給ふる常楽我浄乃四倒に迷と衆生を
云四徳波羅蜜と菩薩と波所住乃境こしりて

若楽乃ふかうす迷情の中に住て勝劣天ゝ事あり
何て曲周擁住と数と心て是こせん縁社頭よりも
心と仏法より除て見ゝ神ゝ秘密甚深の教文相
同し御神楽乃八人乃法ゝ胎蔵八葉の尊ま
ゝとり五人乃楽人ゝ金界五智如来ゝ菩
薩乃五音と調ゝ五大法性と叶ゝ五大五輪
く是五智也五智ゝ五仏ゝ切德十方法界に周遍て
有情非情と利益せすと云ゝ神ゝ納受

しまりくて二月乃初午乃神乃祭禮
祭さもんまて世らゆく示給ら舞乃袖哥乃聲
祝乃福壽小至まて三千世尊乃歡喜悦樂乃之
廣地年あるさらいたりまして弁姑乃徳正夏中此安
居敬生會八法會乃儀式まて殊ま後生此勤ら
毎節ゝ作供奉倫心經會殿時祭四月三百五月
五日ゝ長以下ゝ神ゝ中ゝ心ゝ人生住異滅乃無常を觀
して元上善根ゝ不退ま大不信敬逸此華貝物
と有ゝ正れゝ社壇おゝ神明ま近付て往還ゝ始ゝな
ゝ利物の徳ゝ合ぬゝ一真大實乃道心ゝ立ゝて神
職とのれて隠居一富貴乃あまり住所のまり
ま法妙て當宮ますと次ゝ立ます岩ま後生まてし
たゝく現世ま神四討おまぬゝ長寿ゝ生ゝ
祈ま年と運身心と大世ゝ後生乃さらと如
ゝ生ますを六百八ぬ事ゝ敬ま中此都ゝ支婦ゝ
ゝ一人のまたくゝて女子一人養ける祈ま後ゝ生長

額をたてさらるるりけまてを養又見る空をけさけ
養母おうく祈さうんて南社よりまてしひしてめ成石取絵
と祈念せ一社と真義信傍より別世ち儒夢る成拾
八御殿乃内ち武内小ちめす武内とおもひそゆ武
つけい来て御前ち者けあくして三所さくとあゆま
せ給て正面よりさ内ち実給ひたち御殿ち拾作て
云此女房俗よ歎申事ある能拾お計ちこと武
内乃申さくは女人年如くくる時(作)は其兼ふくして

地獄よ落ちる作中柱をたち屋ひとて西門乃下ち出
給て貴布祢と云人貴布祢と拾して白髪
ふ老翁と成武内乃作ける所は此女房年旨ありと
いふこと申す設中柱を切ち屋さたちと義て小ちはか
て小さ内く鏑矢と放ち給ふ其音あひたく成ここ
ち成ん此僧敬ちあせこちひ祢さこさち作る者
はちるさに女房よいちち事を申給ちかふ恵
儀乃夢想と見はちたちり語ちれは伊とりゆ

旋ら事しかの方へ出けるに京より使を立て今表殿
乃ものに腫物出来ると聞て絵図醫師を遣して也
て三百かきたり今ハ療治更ニかなハぬと
と告たりれハ何程まで急度すてゝ宿所へ
れて来ハ我命ニ百ほどハ有ると思れ
て一師ハ念仏して臨終正念ニて有ける事新
敵乃事迚前程ハ有ハ有からんと云て京より家来妻の
知らく我養子娘と恨て我ハ絵図と呼ん唱を

いたしハ成罪業と涙絵図ハ中程
とうしたるを絵図ハ神慮ハ業ハ有ると云れたり
ハ年来相連て不浅契あるの今夫ハ
其中来と尋ハ妹姫乃ハ有おれ
ハすくしく涙濡ー騒と有り衣を濡て誠ニ道ハ
へらんまハ三ハ懺悔乃為とて養子乃為房を呼寄
てら地へ立ハ我一人ニ子をとたさりにしたり
ハと知ハ時ハ養子と元福と助られ

信生御ゝこゝろをよれしゆゑ養子の心をつよ
く思ひ通しを聞てく神ゝまもりく瞋恚の思ひ
を捨て八幡ゝ宮を信ゝ通し取捨つゝ心肝をくだき
て祈申ゝ上ゝ信ゝ通し来ゝ給ふ信ゝ示現ゝ蒙
ゝたゝ中性をたゝ給信生定ゝ救給ふとゝれ
ゝけ迷ゝ別の道ゝ乃ゝ中ゝ名ゝ名ゝ生ゝ名ゝ
報ゝ恩ゝ者ゝ名ゝ名ゝ所ゝ罪ゝ名ゝ名ゝ
と皆令伝ゝて者ゝ語信生ゝ名ゝ名ゝ

たりと申ゝ所ゝ娘涙ゝ流ゝむ勝ゝて申ゝ申ゝ
ゝ名ゝ名ゝ名ゝ名ゝ名ゝ名ゝ名ゝ名ゝ名ゝ
そゝ志ゝ名ゝ名ゝ名ゝ名ゝ名ゝ名ゝ名ゝ名ゝ
中ゝ名ゝ名ゝ名ゝ名ゝ名ゝ名ゝ名ゝ名ゝ
尼ゝ名ゝ名ゝ名ゝ名ゝ名ゝ名ゝ名ゝ名ゝ
ゝ名ゝ名ゝ名ゝ名ゝ名ゝ名ゝ名ゝ名ゝ
都芳門院の三人ゝ尼山中ゝ建礼門院の三人
乃尼山乃奥ゝ名ゝ名ゝ名ゝ名ゝ名ゝ名ゝ

心を水とあけ候生菩提の磬をかすへて信事を志
てゆゑき善知識とそ乃ん心けを昨日とは嫌嫌の
事にて大毒蛇乃如くうまれ乃ちの男をこかし恋
慕れ乃さ木をつゝみて大菩薩乃法計日宣度
て今日八肝離去乃伴侶わ成依求浄土乃同法
とう平等乃處に差別をの産女乃境と愛
をおこして海樓宗徒其辰氣屋操色境縁雑
幻起際乃毒命をとゝ乃れ乃塔婆乃ゆ雲いたゞ

身躰をかくしてこれい芭蕉林乃秋乃風に吹けし生
我父母も不知去に由来交生我身豈不賢人
死に取去り愛別乃おのゝを悲悔乃者を
重て輪廻乃中暁断出離何時乃世縛道無心
して人乃可乃人に宝鏡録無心して道に叶念
起是病乃ち不賢人乗也直約諸法分識其心
乃前乃ち不生則是而賢人元賢人元聞して地獄天
堂仏性闡提二乗一乗平等取捨即離不離

心得りのあるは愛則大愛也惡則大惡なり上
世大愛惡すれども不着有愛惡をも不離差別な
しして平等なる故に無自無他にして今世後世の
さまたげ塗着迷又漫然たる席主にて顧無
朝を法けしめ恐切に祈申けるに殿
内らの人むしろ偽出せるひて為申す
そうすき給る物を書付給さらに申ひをを
らら殺すて及れて光明寺乃くけ入れ集の
年月時しなさなる文字ありしに約期近
付て以安堵乃縁人あり度とぞよかけひ大な往
生極樂の用心を志して稱念名号ばかりにはれ
食のくく其年月日時をたがへず臨終正念にして
ゐとりとてん雪者耳を驚かす見者目を驚
す往浄土を祈らんまに八幡宮に申席をけ
主殿を近乃上下とさの日に實人と我をこけるは文字乃あ
うす猶彼養をもめ席相伴にて今まあり

空しく抑八幡大菩薩の十方の諸佛よりも尊き
くこそ乃神祇よりも勝れ給へり何者か佛陀
乃教化の事とすて賊害をなすけて禁戒をたも
ち定恵を修して煩悩を断じ諸果を成ぜれ
未世愚鈍の衆機乃為に相應こそ我りの
所大菩薩の縁と法まりせ事の教乱廣動
乃公ちとも煩悩果是乃身なるとも元まの
ま随て舞とまい歌とうたいそ法の妙まの

乃神是と敬ふ所の教生命乃公所命
道伝男女四支野人の賊害此数の法
なり供縁あまねく及ぶす故の佛陀乃教法
と廣ふくして現世乃利益ありて十方諸
乃引接ら菩大菩薩乃慈悲時機相應
まちまいらく三千神祇乃経論の事日本
乃神明行ら大權乃垂迹とも海内八幡乃
と御供まちて殺生乃悲願ける乃こと

況とやらん社頭に近付奉りたり観音菩薩を
仏法をさまたゝ慈悲を勝て給へり魚鳥乃
類をもつて殺生を戒さけ家業受戒乃法告たんとありて
僧尼まてし近付まつりて念誦讀経乃法味をそな
へて今生後生を祈申し現世二世の擁護を願
ひたてまつる自然神明の冥慮なれ故に三年乃
神明乃冥慮なれ者さ法乃則我国に流れむ人数
依て奉ふ(まつ)八幡大菩薩に祈りてなす者之

氏人古事

右平等乃悲八一味なりといへとも結縁乃厚薄に
よりて神恩にあつかるものなり天平勝宝七法
師宣ふ人乃国に善国人乃人に善人神の来
と成ゆ文行にきこえさらんたにあたら神乃意
三成事八鏡にかれさらんなるたり天乃年共物
をつて右乃年にうつす右の年共物をつて

年まうさす所謂あなうらに入り物咲方の義
方の胡籙乃矢白羽の矢の羽の濃淡姓用の如
云とり人は惟は海のなかり若吾氏人乃中主人
も有慈顔者吾社を立て廣宣流布して天下を
修乃災を可起とあれば所司神人へとあれば
ゑ敢りき四食世乃有縁し衆生を神民とす
ひて告給ひ海りと神護景雲二年七月十五日宣
清丸宣使乃信勅使乃時安祢宜乃詞

宣を伊勢さらとさら伊宮殿動し中一時ばかりして
忽ち伊度こと上り紫雲棚引きあく中より満月
輪乃ごとく出て おさ宮殿和光宮中より西方
へ光りかがやき清丸 頭を傾へ 必死を
あはさるかの伊殿を顕し給ひ尽なさ儒教の
伊とけ文ちこと 清丸宣を信せず祢宜奉
仕ける元西を知や出雲国受職灌頂の時物と
擬仕る殿信とは安覺朗然乃信を相叶詳絶

仏の変化乃作所也後鶴宣と用(ヒ)吾掌顔を
興して三身の神躰を顕して善悪乃道をこ
とゝろたゝ今後宣命をうけ給ひ奏聞す
し定後こゝ小ゝ[illegible]神吾ゝ相助(ま)ゝ[illegible]
[illegible]心安神宮まゝ[illegible]むゝすゝ可造[illegible]
河院乃御幸あり小御所[illegible]法皇の
四番ゝ[illegible]乃事と申[illegible]ゝ鶴宣不歌ゝ
とゝも也後ゝ御幸をいたさりけと何と[illegible]
[illegible]ゝ賞ゝ神鶴ゝ御[illegible]ゝ我をか
[illegible]ゝ作[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ
流し或[illegible]ゝ大喜隆ゝ[illegible]
一同ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
乃座ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
時院ゝ御座ゝ[illegible]ゝ首ゝ傾後ゝ誠乃神鶴
ゝ[illegible]ゝ穀信あさゝすゝ御幸ゝ開給ゝ
銀乃水ゝ御ゝとのゝ鶴宣ゝ今ゝ姫ゝ[illegible]

迦葉仏のもとにして沙龍宣よりてやたちまち
ゐれども是を事物とする人は忽ちに養ひなく
[illegible]と裏に思食て尊御子入りとり召して堂を
指のごとくにして神徳あきらかにして其目を驚
しかれども文人乃ち其身さかりこゝにみちみち髪偏
よ白髪まじりて人を笑はれけるに若宮にて百新詣
申さてより第百乃夜自きに髪の元黒くなり今
更あや[illegible]きらりとれる後鳥羽院の[illegible]一驚感

乃余に出る乃職度を賜ふ人は寛乃職度といひ
まして其名今に傳はれり酒を辛くなりまるを
父母随分に深き志を養ひ[illegible]神乃法[illegible]
あり儀て多年を重夜不退仕をいとす故
より一天に君よりあけられ仙洞に祈作を雲客を
ゝて紙頭に送れまゝ世にうつる事其身は西自のう
あり神恩乃あるとうを今生に[illegible]
又笑乃神人貞房に申ス物語とは新道

四郎左衛門尉を請じて大般若を書き始め論者
をとけ進ず不審して狂乱の時乃至の時
主宮ゆきつる主のさまらく定業なり可
なり宮後ゆけばなき法音をもって貞房大善
薩乃時とかの色を言てまいまして作りたり急ぎ
来て有と申りて房なきを見て備地どそ
事三人計なりしも使とをして牛頭馬頭阿防
羅刹前勝を作者異者主乃云定業なり

中先立て中畢とくまいすべりたりれば
備貞房を具して飯給貞房ざいたりて遅
備ひて急ぎ申やし備かりて急まい時
とをすと作あり法ゆてらめ給力を今て
たりたり修原をいま後節あ義大音聲と
あけて貞房をとくく所留とと見ゆりたれ清
鬼三百しまきを聲と持て来ゆ貞房八瑞主
乃波良迦より三千歩ゆ歩ゆ歩ゆ不

[illegible]
[illegible]せず悲しき二人の思遠よりて[illegible]
[illegible]て[illegible]事[illegible]れ奥主の仰せ[illegible]
人のまりてけれる毎に[illegible]より[illegible]
薩の御前まてり神人[illegible]
と来て来たりて弊を[illegible]て三度[illegible]
思ひ給行ぬ僧[illegible]御後に[illegible]て行給ふ[illegible]山
もつて大塔をしつ[illegible]楼[illegible]ぬ僧[illegible]

をあけく中の御前より奉て勝とけさて貞房[illegible]て
まいりて[illegible]中されれ[illegible]暫[illegible]てけたきの音
て貞房歳八百歳八百歳[illegible]延給[illegible]緩[illegible]八[illegible]所
[illegible]所生[illegible]遊[illegible]作[illegible]とあり甚浦西来の御[illegible]
[illegible]て[illegible]御[illegible]僧[illegible]後[illegible]
て廊[illegible]を西へ[illegible]と西[illegible]
[illegible]仮神道の[illegible]
廊[illegible]

へ定めて知ぬ後生も善所に生らしと云ふ事
を神人なんとゝ社官乃職に職へ云
多年乃伝承よりて其後数年を経て故に現當
乃法脇よりとかゝ種神職に連り書夜朝
暮乃いとなゝ神社乃役のゝなほおいてゝ
詭宣に若人乃を我人を打穢一悪口罵謗乃罪
詭宣して可責と如之人我人者我代乃孫廿五
代乃末子孫姉妹よりゝ子孫我領事元代人妨諸
難乃事に我救護してこゝあるを悔りさゝ度者
人数に加はらんは生〻大菩薩乃法乃善屬
成擁護に可願と給御願乃深さ我に成に結乃
仏成清掃授に光清に本師に勧れて高寺に
安堵とゝかゝけ成華園乃左大臣法乃
と養給て改に元服可乃に定けるに左
大菩薩乃氏人なり神慮乃あらんとて七日
法祈請ありしに第廿云日乃夜八幡に光明

して成清よりまのかの青侍の夢よりてこれを禁
とに法師よりなれたりしを大宮寺八幡住叶寺
て仁和寺より隠居之ありけり彼より前夢こと事あて
醫師よりあらんとてまのかの内近頭安康の夢を八幡
らとて如法うつくしき男の葦毛なる馬より乗
今日来りたりん病者より八幡の禁法と可加殊者
使より四食者ありとあり之は寶康敬て後
四議乃事ありいたりの物ていたんすんとの人
ふふ成明ゆて封面せれ彼より仕所をあ
為り見昔さの余より社稷乃社稷八弟をさは禁
ありけ成余より懇切願名れ八のもにあり諸
寶康より信仰して神乃事ふ人なりとて陳
より敬ていたりたり去彼より保元と年五月より鳥羽
皇法先治乃時仏神より霊験を語申てなくさ
先生了すと勅宣ありのりより無薬頭重要
中ありかかる西不四儀ありかを申上ありけ

大ま驚思食て法性寺殿より申合られて修理
別當まのされたりとて其間たゆ合期せさりし
八社頭たてさりさ寄おとその中ひいるけまとて社
まもとけぬまたその業を詠たりとては此歌殿間より
達とて新古今より初入より終まで正宮新勅寺者
惟宮東寶塔院と信領して當社乃檢校多
年を經て子孫あく繁昌一當時初宮たり社
社宮乃業を略不淳行まして人乃信施とむさか
ふ敬ま多く蛇道より落て申傳けり
御清書ノ
成真法印八幡乃御前にて所作まてふとそ
とあらさりて寄まは見宮相宮殿乃下部あ
蛇あく頭を指出まるを其乃檢校其乃別當なる
鉛を頂きて乃蛇は其教をもあとそ同蛇道
より生されは餘まは不行りて大菩薩乃御勝乃下りて
愚癡業をとくこくの出離解脱乃道まを
愚一一と貴々れかたしを問仏て或禪僧

て廟壇悉く大池たりしをかへて敏て云ハ
しきを大地計りに社をなしたりとかの一周明乃僧ハ
ふさり事なかるべ屋寄我ハ當乃廻廊二階乃楼門
宮殿木瓦を請あけ乃瑞籬神さびてちんしき
社壇にてもしかるべきを地をしめ〳〵そいていさ〳〵見ハ
て来らんとそ三人ばかりて手洗とくら時ハ元の敷
清とけて社見人すれ大ーりハ池なりしを寄奇哉
乃寶殿なりしれハ宗鏡銀一殿の在目千華乱廊

一忘在心垣沙羅城ありり回廊経雲駄月運船行
岸松と云ふ我忘見人を起す時池と云志やめハ寶
殿下乃ハ社頭ハ加日高無也大教ハ見られて有無
見ハ乃ハれと心ハ有ども大菩薩乃墨坊方使ハ船
すや者ハ社頭ハあちらに蛇多加ハしら凡猴錫杖
を誦せられて書時ハ〳〵社せたりと節せ来ハ
ちらそら

慈恩御堂

天安二年三月
右件詔宣は國司乃百姓等甚貪欲穴穂乃
屋之ゝ物の未納乃責めらるゝに朝夕歎といふ
乃事に是甚あるとれなり府某等か未収正税稲を焼
すとき乃其代は日別に吾佐祖并地子稲千束方
余来と大宰府は納め面一戸乃吾八我ハ今乃なり
このゝ事面り神護景雲三年七月廿五日又朝家乃法
乃を吾神乃教事を除かんなり書國乃守は
て三寺乃衆僧と請宣して家膳王經と講讀
奉るに即吾公錦を以て神施乃法めるすゝ貪
穴穂乃神人等は眼給へ一所に恥を恥
乃此乃身乃癒りは若乃疵乃ときなり
衣服ふ人と助願と満りい寶珠は過ち物
なりは敬は大施太子海年は八十四面は寶
とは加意珠を以て施行と成ひこの山て寶
蓮和千日竜を拝賜は翁に来て給仕け
千日面七時青竜に神して王と合て事部

奉ふ爰翁云我千日に洗して給仕し侍る日数
をあらく思ひて云和尚情ふかく給仕する翁乃ひとり
まゝ不給とて口ぶりあらく爰に云よ其ハ安事な
ふと迎答ありしに翁恍く去る其の時衣の神の
器乃玉矢よりて和尚宮に入て大界の呪を誦
し翁乃迎さきを燒切依て公翁申て和尚申
拾我日王守護乃指よて神とあられんと思ふ
ゆゑけてはゆるをあらハ乃星とゆきされとも和尚

心神ニて衆生濟度乃ためなれ共ハあらハ給ふ
翁と云ハ即今乃大菩薩乃因事ハ釋尊ハ不
滅乃後仕まりて如法を得て三界乃惡又となり
菩薩八千日乃給仕ニ依て寶珠と成て八幡の墨
神となり五不終ニ玉城乃南福德乃方ニ移国土を
饒益一求願を満ふ之ニ役ハ行者大峯乃
玉木ハ宿ようつ加法大師八ヶ山ニ納星給仕之
其由相同一五大屋変ハ乃寶部乃之摩地ニ

給わしかばとて[illegible]説宜しき君求給
者求富貴官位者求七寶如意珠天下國王
臣隨祈願成就七難即滅七福即生一時に礼拝
すれば千里の外より七難不起永く寶珠を持給
ふ事なり我等衆生世々に成仏叶給ふ
べし大菩薩八幡と変じて千日の給仕をなして給
へ申すべしと思召しに付義を以て及ばれ
来る我乃右幕下の大将相論の時座下の外戚
乃寄を以て越越せらるべき或よたりけるに所侍し
吾君正直の意法政也所詮者八幡宗地の負助
若不達所望者拙弁越於宮闕之月卜無棟於
林下雲之上申狀を書て除目の日より去る衣
冠打〻敢つゝ汚べ當社の御座下の
給へ寶前の出家あるべし定て聖明莫
弁累家職兼爲必来八代王ゝ給容顔美
麗文藝無雙乃源氏乃公統仏洞乃親地乃[illegible]

と朝家のおりき人々
より出て法華家々をたてゝ
乃かしこ四十年来奉仕の諸大夫侍涙をおさ
へてなくいとり然る法華の尼相遠たゝ法華の
とそひ使京より馳参こけもは敬神色をそくて殿宰
と給ふ所村弾八年たゝ宰相を申さ
れとも本意とゝけさりふをたけて書社より
見て枯毋櫛乃火ゝ花や振神乃社ゝ樣

ゝ乃ふさりとに花しけ乃ゝと詠し給けれ
善薩長と思食や樣八如元さ人所牧の京
濃屋て宰相より給世樣八若木て廻廊
月東より離とまり乃是より近来京より
まつき女房乃獨むすめと余かるゝ思けるとあ
せつけ給て祈請中さんとて毋と常と奉しけ
と立時まいりて毋夜もすゝ法施をまいらせて祈中
けるむすめ八何公りたけ毋か

流してはいらやらうとまいらして祈請をなほ誰に
めりはこの世の后と思ひ合かた[illegible]人祈申
さて過するけて昨日乃ちや親に思ひ身ま
と思はぬやとうらうとうたれる女甚はしく
て身はうきいかりたりなかしいとして過つかなて
とうらうと部とうられる事はなを拾衣よりてけ
まて大菩薩も不使は思食されけるにや高の
后に成敵とて人は行合てやうとうられて自殺を

ぶんに成ぬる一首の詩歌をも神慮にうかべ
なれの人倫として八和漢乃ことを集りもはつさとなる
光をや寛仁乃比東大寺古に見人国乃賊日本国
に龍衣來れ時臺岐嶋常行法師と云物乃母
さうれて初め我ぬ今一度相乃奉給と大菩
薩は遥は祈念を奉れとし海を傳墳を
して敵事更り立て歎乃余は身を投て
海乃邊乃后慶は海浅かりを祝は渡れ

此時より西の地に着ぬ是高麗國也件の船
あらくして舟船たゆやすく道たえる路なり是
併大菩薩乃御願也と聞て高麗乃官人を
あつて日本乃地に被遣天喜元年中に来る年
を経て本國にいたりて愛子を尋事不思議な
りと云神慮たるてはいかでか此事有るべき
怪事かなりと云来乃冠者流罪乃事を
思て大菩薩に歎申けれは御示現に山格に

くりとりて見れは金の桜木はの
形ちに光除せられなりと又成光中に云冠者の泉
乃使に取れんと云一時三歳乃小児に詞して
給りて其故を知人に成て辰巳乃時来る
と云其時に頂て云とて桃木乃札に作
て地陽經乃陀羅尼を書て枕に立て其と臨り
乃金鼓乃頌を百遍とかり頌せし者俗世日死
時成光と云傾て奉云事ハ不可叶と事

我が宿まうでして一歌よみ給ひ時は伊勢國神前
と云事に住す生光ね云法師と云て年今物参
いまと仰けり時盛光うけ恢事更なりたくなり
近所貧き女房常に参詣き宿坊に年
来まいれとも坊布施と奉ぬ事心のみなる
是何様ぞと問て恢をとさんとこけれ
坊主答て将来とて咲ぬ所なれ
ばこそ参詣あるらめ
さらうや無限ずくいんさ所なきあり

ねて今は文白て行屋共に絶しせさりられて社
頭まいりてかなりさ食をなして
山乃ちに入籠ものかりて月と詠さて
神に志ハ事れとして可立寄坊なく有け
きハ法く言葉上人菩薩長の故思食け
や不慮に幸と方でのもく有付て我身
漏に乗り伴う者人濟に奥さく坊に入れ法
を出て見ハ有ものとて有ものと御人と御

はれ嘆いの中より其之御手女房うまいりれうと
て国より入て先日来の情布 給れ分とて義濃絹
十疋旦とて賜たりけれ情を深く感して
さて件の女房乃御来れいられ申しけし
なく成ちらくくして兄より何事も国位の事
事なれ大菩薩八幡人猿を長く給也其故
八高知保阿蘇八幡三人兄弟とて日本乃
諸国とれ賢人乃多き豊後国大野郡諸方村
に来着給て氏那男瀧と云て居住深沼
乃武宮と云者うてに夜宿せしに主給と武宮
ちきりて八幡と手奉り迎まいらせ給れ八幡乃霊
よ海の子孫八面皆黒加る面目に来とりて我を
故とて御給いらされ猿りのうき招を長よ
思食故よ法許山り後行者十人計集て二夏の
借華を備けり食歌を尽て明日退散す一度よ
たちらう夜二人乃僧勤き国よ祈りたりけり

摩多右馬乃二氏御術被武門被為比客僧
大り夏食行之事天皇門より若御すを
とゝの朝大宮司ゝりしらとて今東武門乃
御使て御普請之是歟也御使乃
食物奉とゝけり當宮乃使人おゝ伝不流
浪乃岩の三安堵して あり若宮八其譯
あ年ゝて不及注云云

天文拾七年七月二日書切下
宣旨可為清書之

慶長拾三年卯月十三日迄書

110X
61
2